

第4回企業取引研究会

議事要旨

【日時】

令和8年3月10日（火） 14:00～16:00（現地とオンラインのハイブリッド会議）

【出席】

○委員出席者：魚住委員、及川委員、岡室委員、郷野委員、鈴木委員、高岡委員、滝澤委員、多田委員、中島委員、仁平委員、原委員、廣田委員、松田委員、松本委員、若林委員、渡辺委員、渡邊委員

○事務局：公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 企業取引課
中小企業庁 事業環境部 取引課

○オブザーバー：金融庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省

○概要：対応の方向性について異論なく、事務局提示のスケジュールで進めていくことについて了承が得られた。主な意見は以下のとおり。

①サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備

- ・ 対応の方向性やスケジュールに賛成である。長年続いてきた悪しき商慣習を改善することは大切である。他方で、価格転嫁ありきではなく、競争を通じた自由で公正な取引を実現し、イノベーションを促進していくことが重要であることは念頭に置くべきである。
- ・ 取適法の協議に応じない一方的な代金決定のように、協議プロセスだけで違反になることを示しているのか、従来の取引の対価の一方的決定の考慮要素の1つとしての明確化しているものであるのかは事業者にとって気になるため、明確にした方がよい。加えて、どのような場合に価格協議が行われたかについての判断基準についても、個々の取引の様態を踏まえ、今後具体化を検討してほしい。
- ・ 「よくある質問コーナー（独占禁止法）」には、価格転嫁を適切に行わないことが解除事由として契約で定められている場合、当該規定に基づいて契約を解除することが違反とならない旨示すことも一案かと思う。加えて、二次請けや三次請けなど、価格転嫁について川下への確認をしたいがどこまでやってよいか分からないという声もあり、可能であれば明確化を図ってほしい。
- ・ 大企業と中小企業の二項対立ではなく、日本全体のサプライチェーンを適正にする観点から、特に大企業に対しては価格転嫁についての啓発を続けてほしい。
- ・ 取引適正化を実現するためには、サプライチェーンの上流から下流まで同じ取引条件で行うべきである。将来的には取適法で全て対処できるようになれば分かりやすいのではないか。

②サプライチェーン全体での支払条件の適正化

- ・ サプライチェーン全体での支払サイトの短縮化は、日本全体の産業強化にとって重要であり、対応の方向性やスケジュールに異論ない。

- ・ 「取引上の地位が当該発注者に対して劣っていないと認められる者に対する行為」が除外されているが、実際の事業者における判断が難しいため、もう少し具体化して示すことができると望ましく、また、実効性の確保についても考慮する必要がある。正当な理由がある場合についても、具体的に示されることに期待する。
- ・ 事業者にとって、製造委託等に当たるかの判断が難しい場合もあると聞く。取適法と異なり、事業者の規模で対象外となる取引が確定されるものではないため、製造委託等に当たるかの判断がより重要となるのではないだろうか。
- ・ 対応の方向性に賛同する。検収に長期間を要する場合など、取引の性質により一律の支払期日を設定することが困難な場合もあり、業界の実態に即して検討してほしい。
- ・ 支払期日についての取適法の正しい理解促進が引き続き必要である。公正取引委員会の取組のみではなく、各社ができることから取り組むことで、サプライチェーン全体において取適法の対応を統一・浸透させ、推進力の強化に繋げることが重要である。

③物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応

- ・ 対応の方向性やスケジュールに賛成である。どのような場合に発荷主の利益を不当に害することになるかについては、今後整理が必要であるが、商法上の相当報酬請求権などをもって、利益を不当に害したと擬制して考えることも可能ではないか。
- ・ 運送条件の明確化が重要であると考え。物流特殊指定の禁止行為に明示義務・保存義務がないため、今後検討してもよいのではないかと思う。また、運送以外にも共通する問題点として、契約の前提が変わったときに価格や条件を変えることが重要であるが、商慣習上進んでいないため、バックアップをお願いしたい。
- ・ 物流の問題に対しては、様々なところで対応が行われている。国土交通省でも物流効率化法との関係で、今後更なる対応がなされると思われるところ、重畳的な規制にならないよう留意すべきである。また、各府省庁の取組の全体像をまとめているものがあれば、全体の法令順守に取り組む際の参考になると感じた。
- ・ 納入先を倉庫業者に委託していることもあり、この場合の考え方も考慮している必要がある。また、悪い道路環境や交通事情等に起因する荷待ち等が発生するなど、着荷主側だけの要因ではないこともあり、実務での混乱がないように考慮してほしい。
- ・ 着荷主に規制がかかることは画期的であると考え。他方で、現行の物流特殊指定はなかなか使われてこなかったということもあるため、周知の徹底とともに、執行の強化をお願いしたい。
- ・ もし全ての事案に特殊指定を適用すると、課徴金を課すことができないのではないかとと思われるため、特殊指定と独占禁止法第2条第9項第5号の法定優越との適用関係が気になった。

(文責：企業取引研究会事務局 速報のため事後修正の可能性あり。)